

金文通解

御尊

末次信行

キーワード 殷金文 尊 音楽 大室

器名 御尊(遯尊)

時代 殷晚期

出土

不詳。二〇一三年秋、「中國文物諮詢中心」において初めて本器の実物が提示された。この時、李學勤・吳鎮烽・郝本性・朱鳳瀚の四氏が観たが、この銅器の銘文全體の意味内容については、詳しくは論及されなかった。ただ②朱鳳瀚の注一によれば、この時、吳鎮烽との間で「器主は誰か」という話になり、器主は「遯」であるとの見解で一致をみ、加えて「鑒定意見書」にも「遯尊」と記入されたとある。なお、「遯」字について、本稿では「御」に釋文する(本稿「銘文」欄前書き、ならびに「銘文考釋」欄「御」の項参照)。

收藏 米國某氏舊藏、香港某氏現藏

著録・考釋

- ① a 吳鎮烽「遯尊銘文初探」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一四年七月二十九日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2311>)

- ① b 吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』(上海古籍出版社、二〇一六年)、790。また「前言」に本銘の考釋が見える。

- ② 朱鳳瀚「新見商金文考釋(二篇)」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心編『出土文獻與古文字研究』第六輯、二〇一五年)

- ③ 李家浩「大方尊銘文釋讀」(李學勤主編・清華大學出土文獻研究與保護中心『出土文獻』第八輯、中西書局、二〇一六年)

著録等略稱

合集 郭沫若主編・中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』(中華書局、一九七七～一九八三年)

類纂 姚孝遂主編・蕭丁副主編『殷墟甲骨刻辭類纂』(中華書局、一九八九年)

通釋 白川靜『金文通釋』(白川靜著作集別卷、平凡社、二〇〇四)

二〇〇五年)

詰林 于省吾主編『甲骨文字詰林』(中華書局、一九九六年)

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、二〇〇七年)

新收 鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)

銘圖 吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)

器制

本器は觚を太くしたような形であるところから、觚形尊に属す(林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究(殷周青銅器綜覽一)』、吉川弘文館、一九八四年、六七〜六八頁参照)。また、②朱鳳瀚は、「粗體觚」に分類し、殷虚文化三期に出現するとのべる。以下、①b 吳鎮烽と②朱鳳瀚による。通高26.3cm、口径19.3cm。全體は、上から頸部・腹部・圈足の三段からなる。腹部と圈足の境がはっきりしている。頸部は特に長く、腹部は出っ張らず、圈足はやや短か目である。紋飾は全體にのっぺりした感じで、頸部の饕餮紋と蕉葉紋はやや浅く、腹部と圈足の紋飾も平滑で角張ってはいない。ただ、腹部と圈足のデザインに特色がある。腹部には大小二種の饕餮紋が正面と背面にみられ、それぞれ左右對稱になっている。正面と背面の饕餮紋の間には立鳥紋が左右對稱に配置され、その對になった鳥の鉤のような爪が、互いに噛み合った形になっている。さらに、この噛み合った爪の部分が、銅器製作時

の範型と範型との縫隙上に位置する點も珍しい。圈足の紋飾は、二組の夔龍紋が正面と背面にみられ、左右對稱に配置される。



御尊器影 (①a 吳鎮烽)

銘文

銘は銅器の内底にある。五行三六字(第一行目六字、第二〜四行目各七字、第五行目九字)。銘文の書體は、筆寫文字に近い、いわゆる肥筆で、洗練されており、拓本と寫眞を見るかぎり、三六文字全體のバランスも整い、極めて完成度が高い。字體は繁體が多く採られている(例・婦・隣・甯・新・卿・酉・魯・御・賞など)。

辛未叀(婦)隣甯(宜)才(在)
 甯大室王卿(饗)酉(酒)奏

虜(庸) 新鬮(宜) 歌(坎) 才(在) 六月
魯(魯) 十冬(終) 三朕(朕) 御克(通)
王賁(賞) 用作(作) 父乙彝 大方



御尊銘文拓本 (①a 吳鎮烽)

銘文考釋

辛未、敲(婦) 鬮鬮(宜) 才(在) 鬮大室、

「辛未」は干支の一。干支番號は8。

「敲(婦)」は、卜辭には「帚」とされるのが一般的である。金文には「婦」とあり、「女」が付けられる(赤塚忠「殷金文考釋」(『中國古代の宗教と文化』、角川書店、一九七七年)の「婦人器金文」参照)。卜辭では第五期にも「帚」で表現され、第一期には「帚女」とも讀めるものが、僅少例としてある(類纂、一一五一頁)。

「鬮鬮(宜)」は、①吳鎮烽・②朱鳳瀚ともに「鬮」は「尊」に同じとし、①吳鎮烽は「置酒、陳設、進獻」の意味、②朱鳳瀚は「奉置」の意味とする。「鬮(宜)」について、①吳鎮烽は「膳肴(すすめる・供す)の意味とし、②朱鳳瀚は卜辭(合集32125・歴二)「甲寅貞、來丁巳尊鬮于父丁、宜三十牛。」【甲寅貞ふ、來たる丁巳鬮を父丁に尊き、三十牛を宜せんか。】を引き、波線部分に對して、「三十牛を分解し、牛肉を祭に獻ず」と解釋し、「宜」の本義は「殺牲」とする。

「鬮宜」については白川靜(通釋六、24令簋)に解説がある。重要な指摘は、「鬮宜」の對象、つまり「鬮宜」を受ける側に生者と死者(神)の兩種があるということである。また、小孟鼎(集成2839)の「邦賓鬮其旅服」を引用し、「君王出行の際などに鬮宜の儀禮が行われ、特にその地の豪族が鬮宜獻禮して、一種の魂振り儀禮を獻じたもの」と述べる。これを要するに、誰(何者)が誰(何者)に對して「鬮宜」するかを明確にする必要を明示する。ちなみに②朱鳳瀚は、死者に對する尊宜は、「奉置殺牲」の意味に、生者に對する尊宜は、「設置饌肴」の意味に理解する。そのうえで、②朱鳳瀚はこの場合の意味としては、「婦在鬮地之太室設置了饌肴」に解し、宴席を設けることとする。

ここでは②朱鳳瀚に従い、「婦」が、「王」ならびに「王」に招待された賓客のために「鬮宜」したと解しておく。

「鬮」は、①吳鎮烽は地名とし、異體字として「鬮」「鬮」「鬮」「鬮」を指摘する。これらの文字は、商代晩期の宰杼角、戊嗣子鼎、版方鼎、古亞簋、西周早期の利簋、鬲監引鼎などに見えるとき、さらに西周中期の新邑鼎と匍盃の銘文に「束」とあるのもこの字に當たるとする。

また、ここに「宗廟大室」を設け、「祭祀活動」と「賞賜臣下」の行事を行ったとする。②朱鳳翰は、金文中に「鬻」「鬻臣」とあるのは、「商末商王經常來活動的重要聚落」とする。

當該地はどこにあるのかについては諸説ある。主たる説として、(A)「鄭州」説・(B)「安陽」説・(C)「濮陽」説・(D)「鶴壁」説をつぎにとり上げたい。

(A)「鄭州」説

于省吾は、利簋(集成413)に見える「鬻」を管と讀む。管を「後起之借字」とし、管叔の封地、『括地志』にみえる「鄭州管縣」であるとする(『利簋銘文考釋』、『文物』一九七七年第八期)。徐中舒も、于省吾説を受けて管に讀む。その地は「殷都朝歌」から「不遠」の所とし、「聲韻(音通)」と「地望(地理的位置)」から于説を「可信」とする(『關於利簋銘文考釋的討論』、『文物』一九七八年第六期)。また、楊寬も于省吾・徐中舒兩説を妥當とする。管は「大邑商」内、すなわち殷の王畿内の「別都」であり、商代からの舊稱として理解する。周初に管叔が封ぜられた管國もここで、鄭州商城に當たり、商代後期にも「別都」として機能し、宗廟が置かれ、臣下に賞賜を與える所であつたとする(『中國都城の起源と發展』、學生社、一九八七年、四八〜五二頁)。

(B)「安陽」説

黃盛璋は、利簋にみえる「鬻」を洄と讀み、安陽殷虚を流れる洄水のこと、川の名をとって名づけられたとする。利簋銘文は、武王が甲子の日に都・朝歌を攻略してから、八日目の辛未の日に到着したの

が「鬻」の地で、宗廟は、朝歌遷都(『帝王世紀』の説)後も残されていたとする(前掲『關於利簋銘文考釋的討論』)。

(C)「濮陽」説

王震中は、金文中の「鬻」を管とする于省吾説に従うものの、管の地理的位置が鄭州にあるという説については、これを否定する論を展開し、つぎの四項目につき検討を加える。

- a 「三監の地理的範圍は黄河を越えず、鄭州に達しないこと」
- b 『建管叔于東』(『逸周書』作雒解の東は鄭州ではないこと)
- c 「商代の衛と周初に康叔の封ぜられた衛とは規模ならびに所在地が異なること」
- d 「晩商の鬻邑は、考古學上からも鄭州に在らざること」

以上の四項目について考察し、つぎのように結論づける。商代の管邑と周初三監の管叔封地の管は鄭州一帯にはなく、朝歌以東の商代の衛の範圍、すなわち濮陽一帯にあるとするのが妥當であるとする。この濮陽一帯が「管」とも「東」とも「衛」とも呼ばれ、文獻中には「建管叔于東」(前出)、「自殷都以東爲衛、管叔監之」(『史記』周本紀の正義に引く『帝王世紀』)、「王在管、管叔自作殷之監」(『逸周書』大匡解)などと記される。なお、「管」「東」「衛」について、甲骨文字には「官」「東」「衛」字はすでにあるとし、鄭傑祥『商代地理概論』(中州古籍出版社、一九九四年)にみえる説などを紹介するとともに、關連卜辭を引用して論じている。

(D)「鶴壁」説

①吳鎮烽は、于省吾・徐中舒・黃盛璋・雷晉豪などの諸説をとり上

げたらうえて、雷晉豪説をベターとする。雷晉豪は「竈」を管と讀む于説に同意するが、地理的には鄭州ではなく、戰國時代の趙の顯（獻）侯の都・中牟（河南省鶴壁市淇濱區大河澗郷）とする（『金文中「竈」地及其軍事地理新探』、『歴史地理』第二六輯）。中牟は河北と鄭の兩地にあるとされ、「獻侯少即位、治中牟」（『史記』趙世家）の索隱に「此趙中牟在河北、非鄭之中牟」とあり、雷説の中牟は黄河の北に位置し、安陽の西南約20kmの地點にあり、東南約30kmには朝歌（紂都）がある處とされる。

「竈」地についての諸説の主たるものは以上である。諸説のうちいづれが妥當であるかについては今後の課題としたい。ただ、諸説を検討して、例えば、唐蘭の場合、「闕是地名、據宰鼎、闕地有太室、應在殷都附近。此時、周王朝在掃蕩殷紂軍隊の殘部、武王不會離殷都太遠」（『西周時代最早的一件銅器利簋銘文解釋』注⑥、『文物』一九七七年第八期）とするが、殷都がどこか明示していないので、朝歌と推定できても確證はない。つまり、殷代の王畿をどの範圍に考えるかという問題、宗廟の有無との関わりや國都か別都かの問題などが、「竈」地の比定に絡んでいることは指摘できる。

「太室」の名稱は卜辭にもみえ、「祭祀」や「治事」の行われる場所とされる（陳夢家『殷虛卜辭綜述』、四七九頁）。「治事」の卜辭例として、「甲戌王卜……大室……令」（合集38222、黃組）を補足しておく。なお、卜辭には「東室」「西室」「南室」という名稱もある。これらの室名を考古學的發掘成果に照合すると、つぎのようになる。當時の宮殿などが、いわゆる四合院式の建築様式を基本とするところから、「大

室」が正殿で北に位置し、「東室」「西室」「南室」が、それぞれ東廡・西廡・南廡の建築物に相當し、これらの建築物が庭をとり圍む形式（回字形）になっている（王震中『商代都邑』、中國社會科學出版社、二〇一〇年、九七頁など。また、田中淡『中國建築史の研究』、弘文堂、一九八九年、第一〜二章參照）。ちなみに、本銘にみえる饗宴や樂曲の演奏あるいは舞踊の場所としては、「太室」のみならず、「太室」の南側のいわゆる堂や堂下の庭が用いられたはずである（王國維『釋樂次』、『觀堂集林』卷二參照）。

王卿（饗）西（酒）、奏虎（庸）新園（宜）吹（坎）才（在）六月。

「王」は、①吳鎮烽は商王とし、尊の器制・紋飾ならびに銘文の字體の特徴から、「乙辛時期」とし、「竈」での祭祀宴饗から、帝辛、すなわち紂王と推定する。

「奏虎（庸）」は、鏞による演奏を奉じる意味。「庸」については李純一の考證があり、いわゆる饒のこととする。李氏によれば、庸とは銅製の合瓦形をした擊奏體鳴樂器とし、商代晚期に流行したとする。『中國上古出土樂器綜論』（文物出版社、一九九六年）第五章で庸を論じ、「庸名和起源的探討（第一節）」「型式（第二節）」「編庸的組合（第三節）」について、考古學的發掘品を中心に、卜辭例、『詩經』などの古文獻を引用して總合的に考察している。

「新園（宜）吹（坎）」について、①吳鎮烽は、「吹」の意符「田

は「土」に代替しうるとして「新宜坎」とし、文献と卜辭から樂曲名あるいは音律名とする。具體的には、「新宜坎」（一樂曲名）とする場合、「新宜と坎」（二樂曲名）とする場合、「新と宜と坎」（三樂曲名）とする場合のいずれの可能性もあるとし、こうした樂曲には舞蹈が伴うものとする。②朱鳳瀚は、①呉鎮烽と同様に「歌」を「坎」と読み、『詩經』陳風・宛丘の「坎其擊鼓」を引き、毛傳に「坎坎、擊鼓聲」とあるところから、「坎」は「鼓曲、鼓調」を指し、「新宜坎」を新しく専ら宴饗の爲に作った鼓調のこととする。また「新」については、卜辭中にも「新奏」「舊奏」の用語がみられるとする。

ここでは、「新宜坎」を一樂曲名とし、從來無かった新しい曲調あるいは鼓調の曲として、一應理解しておく。

魯（魯） 十冬（終） 三朕（朕）、御尙（通） 王賁（賞）、用乍（作） 父乙彝。 大万。

「魯（魯）」は、①呉鎮烽は「舳」とし、金文中で初出の文字とし、「經由」の意味にとる。②朱鳳瀚は、「舳」とするのは①呉鎮烽と同じであるが、「由」が共通することで「迪」と読めるとし、「舳、定母幽部字、迪、定母覺部字、幽覺陰入對轉」とし、さらに『廣雅』釋言の「迪、蹈也」の王念孫疏證の「迪・蹈古同聲」を引き、「舞蹈」の意味とする。

筆者は、「魯」の異體字とし、「嘉す」の意味に讀む。于省吾『釋魯』『雙劍謄殷契駢枝』五三葉、一九四〇年序文）に、甲骨文・金文・文獻の例をあげ、「魯」を「嘉」の意味とする。また、『詁林』の「魯

1813」の項を参照。

「冬（終）」は、①呉鎮烽は、「一章樂」が演奏し終わることを「一終」とするとして、『儀禮』や『禮記』などの傳世文獻を利用する。②朱鳳瀚も同説であるが、「樂章」を舞い終わることに解する。

「朕（朕）」については、①呉鎮烽は、つぎの（A）（B）（C）の三説があるとし、（C）説をベターとする。

（A）「騰」と讀んで「跨越」（上升・登上）の意味とする説。引申して「高潮」の意味とする。「八音」合奏時、鐃鐘で始まり、特磬を打って、これを「一終」とする。「三騰」とは、「演奏中金聲玉振三次出現高潮」とする。

（B）「稱」に通じるとする説。通假字で、「稱頌」の意味とする。

（C）「成」に通じるとする説。通假字で、「三朕」は「三成」の意味とする。この根據として、『儀禮』燕禮「大師告于樂正曰正歌備」の鄭玄注「正歌者、升歌及笙各三終、閒歌三終、合樂三終爲一備。備亦成也」に求める。

②朱鳳瀚は、「朕」の意味については「不能確知」とし、ここでは「騰」に讀めるらしいとし、『玉篇』の「騰、上躍也」を引く。

以上の諸説について、①呉鎮烽のあげる（A）が樂器演奏の文脈で理解しようとするのに對して、②朱鳳瀚は、舞蹈との文脈で解し、「三朕」を「多次騰躍」と理解する。

「朕」の意味について、ここではつぎのように理解しておく。馬如森説に「從舟、從雙手、從一、一疑象船楫。」（『殷墟甲骨文引論』、東北師範大學出版、一九九三年、五〇五〜五〇六頁）とあり、本義は「播

船」とする。馬説にしたがうと操船を意味し、したがって、「朕」とは船頭とも理解しうる。ここから、「王」が「國の舵取り役」という意味が生じ、「王」の自稱となったらしい。また、「朕」の本義を「播船」とすると、意味上からは「航」となる。「航」は後出の文字で、『方言』九に「舟、自關而東、或謂之航」とあり、「關東」の方言とされるが、「航」には「渡」の意味もある。舟が向こう岸に渡ることから連想されるが、「朕」にも「渡」の意味が生じたとする可能性は否定できない。ここでは、「朕」を「渡る」あるいは回数の意味にとりたい。文脈を合わせ勘案し、「三朕」は「三度くり返す」あるいは「何度もくり返す」の意味としておく。

「御」について、①呉鎮烽は「遯」に隸定し、作器者名とし、殷周青銅器の銘文中にみえる同字の例をとりあげ、「鍾」「禦」「攔」「際」などと読む説を紹介する。この上で一九九二年出土の晉侯對盃（新收852～856）の銘文に同字がふくまれていたところから、馬承源の「際」説を「十分正確」と評價し、さらにこの説をふまえた裘錫圭の「襲」の意味とする説を紹介する。②朱鳳瀚は、本器と晉侯對盃の「遯（御）」字を「濕」に読み、作器主とする。また、御鬲（銘圖2994）、御簋（銘圖4921）をとりあげ、とりわけ御簋の銘文末には「用作父乙彝」とあり、本器の「父乙」と共通するところから、三者に何らかの関連があることを指摘する。

①呉説、②朱説ともに一文字の字形、とりわけ「絲」の部分に執着した分析で、銘文の書體や銘文全體の字體をふくむ観点からの考察ではない。

ここでは、「銘文」欄の前書きに記したように、繁體が多用されているところから、「イ」と「止」と「絲」と「卩」とからなる「御」字で、「絲」の部分は御者が引く手綱の象形として理解する。なお、この文字を作器者とする點は、①呉氏②朱氏にしたがう。

「尃（通）」について、①呉鎮烽は「尃」とし、「前・前引・引導」の意味とし、『儀禮』特性饋食禮の「尸謏祝前、主人降」の鄭玄注「前、猶導也」を引き、作器者である「遯（御）」は樂隊の指揮あるいは樂舞の前導の役割をすると解する。②朱鳳瀚は、この字を「從之、同聲」とし、「通」に読むべきであるとする。「通」は「得、達、至」の意味にも用いられるところから「王賞」を「得る」、あるいは「王賞」に「達する」、もしくは「至る」と読む。そして前文との関連から、「遯（御）」自認爲是因其舞蹈之勤奮與出色達到王獎賞的程度」と解する。

ここでは、文脈から②朱説を採用、「通」と読む。そして「通王賞」は「王」の「賞」するレベルに達した、としておく。

「大方」について、①呉鎮烽は、「万」は「萬武之萬」と、舞の總稱とし、「大方」とは「萬人之長」（裘錫圭説）のこととする。また、「万」は樂舞に従事する者とする。②朱鳳瀚は、「大方」は「家族名號」（氏名）であり、「万」は樂舞を職業とする家柄を指し、この族長が「大方」であり、樂舞で商王室に仕える「職業性的家族」のことで、「非血縁職業團體」の名稱ではないとする。また、成鈴彝（集成3994）にみえる「万𠄎」は作器者で、同様の身分の者とする。③李家浩は、「大方」のみえる銘文例（五例）を掲げた上で、①呉氏同様に裘錫圭説にしたがう。ただし「大方」を作器者として銘文全體を理解しようと試みる。

本器銘文中の「六月」は、「漢語習慣」からすると、銘文の冒頭、すなわち「辛未」の前にあるはずとし、「大方」が「王」の爲に「大鐘之樂」を演奏、「新宜呻之歌」を唱し、「十個樂章之舞」ののち、さらに「騰跳」と「踊跳」を「三次」くり返したと讀む。「遡（御）」を連詞とし、音の近い「求」に通じ、「及」の意味に解する。作器者を「遡（御）」とせず、「大方」とする異説を提出する。③李説は器樂・聲樂・舞踊の三本軸から銘文を理解しようとの試みである。

①呉説、②朱説、③李説ともに「万」を「萬」とし、音通をその理由とする（②朱説）。ただ、張亞初はこの字を「丐」に讀む（『殷周金文集成引得』、中華書局、二〇〇一年、一二八八頁、435項）。ここでは銘文内容が樂舞關連であるところから、一應「万」としておく。また、③李説について、銘文の「六月」を全體にかける讀み方は不自然であり無理もある。ここでは、「六月」までで句を切り、文の前半と後半に分けて意味を考えたい。要するに③李説は採らない。

訓讀

辛未、婦樽宜するに甯の大室に在り、王饗酒し、新宜坎を奏庸せしむ。六月に在り。十終三朕を魯せられ、御王の賞に通じ、用て父乙の彝を作る。大方。

現代語譯

辛未の日に、婦（王の配偶者。妣己と推定）が甯にある大室に酒肴を用意し（大宴会の準備をし）、王（殷王。紂王と推定）が、（賓客に）

酒を振る舞い、「新宜坎」を演奏させて客をもてなした。六月のことであった。（とりわけ、長時間にわたる）十樂章を三度演奏するといふ演出に對しては好評を得、（大方の）御は王の褒賞を受けるにいたり、（この褒賞を記念して）父乙を祀るための尊彝を作った。大方。

（千里金蘭大學教授）